

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月9日から28年11月12日まで
② 昭和30年2月21日から32年11月1日まで
③ 昭和32年11月1日から33年2月22日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金が支給されているとのことであった。

しかし、私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかったし、昭和33年2月にA社B工場を退職して故郷のC市に帰り、申立期間に係る脱退手当金を請求も受給もした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、「当社では、当時、当社を退職する者に対し、脱退手当金の制度の説明を行い、脱退手当金の受給を希望する者が記載した裁定請求書とその者に代わって社会保険事務所に提出する便宜を図っていたが、その者の委任に基づく代理請求は行っていなかった。」としているところ、申立期間に係る脱退手当金は、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和34年2月24日に支給された記録となっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、戸籍謄本により、申立人は昭和33年*月*日に婚姻していることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票のいずれにおいても、申立人の氏名の変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考え

られるが、婚姻後、約1年を経ているにもかかわらず、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された各賞与において、3万円及び4万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額は3万円、申立期間②の標準賞与額は4万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月 25 日
② 平成 18 年 3 月 30 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る給与支給明細書及びA社から提出された平成17年分及び18年分の賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①は3万円及び申立期間②は4万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成13年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から同年7月1日まで

私は、平成13年4月1日から同年8月29日まで、A社に勤務していた。

私が所持している平成13年6月分及び同年7月分の給料明細書により、それぞれの月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間を含む平成13年4月1日から同年8月29日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社と記載された申立人の平成13年6月分から同年8月分までの給料明細書の写しを見ると、同年6月分及び同年7月分の給与から厚生年金保険料が控除され、同年8月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。ところ、オンライン記録上、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を同年7月1日に取得し、同資格を同年8月30日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、B社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しには、申立人の資格取得年月日は平成13年7月1日と記載され、オンライン記録と一致していることから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から10年1月1日まで

私は、A社に平成7年3月から10年1月ごろまで勤務していたが、社会保険事務所（当時）に私の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が9年4月30日となっており、申立期間の被保険者記録が欠落していることが分かった。

当時の給与明細書等は保管していないが、私が銀行に発行してもらった預金取引明細表により、A社から申立期間の給与が支給されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年4月30日から同年7月1日までの期間については、申立人から提出された預金取引明細表の写し（平成8年11月27日から10年4月23日まで）によると、同年12月24日までは、A社から申立人の銀行預金口座に給与が入金された記録が確認できるところ、8年12月から9年7月までの各月の給与の入金額は、同年1月を除き同額であることが確認できる。

さらに、当該預金取引明細表の写しにより、平成9年12月24日に給与がA社から入金された後は、A社からの入金記録が確認できないところ、申立

人及び同僚の一人は、「会社から、平成9年12月分及び10年1月分の給与が支給されなかったので、未払賃金の立替払いを受けた。」としていることを踏まえると、同年12月24日に入金された給与は、同年11月分の給与と推認され、A社は、申立人が勤務した月分の給与を翌月に支給し、厚生年金保険料についても、翌月に支給した給与から控除していたものと推認される。

加えて、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「会社の登記をするときに、社長から、『名前を貸してくれ。』と言われたことを覚えており、そのために取締役になったものと思う。しかし、私は、現場の業務を担当しており、経理や社会保険の手続等の事務がどのように行われていたのかは知らない。」としており、A社の事業主であった者は、「申立人は名前だけの役員であり、会社の重要事項については妻と相談して、私が決定していた。平成9年4月30日にA社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった手続について、申立人は関与していない。」と証言していることから、申立人は、当時、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたことを知らなかったものと認められる。

なお、オンライン記録により、A社は平成9年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、A社の事業主であった者は、「申立期間当時、20人ぐらいの従業員がいたと思う。」としているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年4月30日）と同日付けで被保険者資格を喪失している者が16人（申立人及び事業主を含む。）確認できる上、そのうちの1人（前述の同僚）は、「平成10年1月ごろ、突然、会社に来なくてもいいと言われたが、その時点で従業員は十数人いた。」としているほか、閉鎖登記簿により、A社は、法人の事業所であり、13年1月5日に解散していることが確認できることから、申立期間において、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成9年3月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に全喪届の提出を行ったものと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業

主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年7月1日から10年1月1日までの期間については、申立人から提出された預金取引明細表の写しによると、8年12月から9年12月までの各月に給与がA社から振り込まれていることが確認できるところ、i) 9年8月から同年10月までの各月に振り込まれた給与の金額は、申立人のA社に係る被保険者記録が確認できる同年3月分の給与額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額等を加えた額とおおむね一致していること、ii) 同年11月及び同年12月の各月に振り込まれた給与の金額は、いずれも同年3月分の給与として支給された金額よりもかなり低い額となっていること、iii) 申立人は、前述のとおり、「平成9年12月分及び10年1月分の給与は、未払賃金の立替払いを受けた。」としていることを踏まえると、A社は、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった可能性がうかがえる。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年7月1日から10年1月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年6月までの期間、同年9月から43年8月までの期間及び59年5月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から38年6月まで
② 昭和38年9月から43年8月まで
③ 昭和59年5月から62年3月まで

私は、昭和36年に国民年金制度が発足した当初から、国民年金に加入し、37年7月にA県に引っ越すまでは、B市C町内にあった婦人会を通じて国民年金保険料を納付していた。A県に引っ越した同年8月からは、集金に来ていた女性に数か月分の国民年金保険料をまとめて納付していた。また、60歳になった59年*月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年10月から37年7月までの期間については、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初に夫婦連番で払い出され、当該期間直前の36年4月から同年9月までの国民年金保険料は夫婦ともに納付済みとされているところ、申立人は、当初、「国民年金保険料の納付はすべて夫が行っていた。」と主張していたが、その後、「夫が昭和36年10月に仕事の都合でA県に行くことになり、私は、家の処分等をした上で、37年7月ごろにA県に引っ越した。A県に引っ越すまでの国民年金保険料は、婦人会の納付組織を通じて納付していた。」に主張を変更したものの、B市は、「その当時のことを覚えている職員はおらず、昭和36年当時の資料は既に処分して確認できないが、保管している資料から見て、50年から52年ごろに当市の国民年金保険料の

納付組織の多くが立ち上げられていったものと考えられ、国民年金制度が発足した当初に納付組織で国民年金保険料を納付していた人はほとんどいなかったと思う。」としており、当該期間における納付組織での収納状況が不明であること、及びオンライン記録上、申立人の夫は、36年10月からD市に所在する事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることを踏まえると、当該期間直前の同年4月から同年9月までの国民年金保険料は、当初、申立人が主張していた申立人の夫が納付し、申立人の夫が同年10月にD市に所在する事業所に勤務してからは、申立人の夫は申立人の当該期間の国民年金保険料を納付することができなくなった可能性を否定できない。

また、申立期間①のうち、昭和37年8月から38年6月までの期間及び②については、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳を見ると、「不在確認 昭和37年12月19日」と記載されていることが確認でき、少なくとも37年12月の時点では、行政側が申立人の所在を把握できなくなっていたものと考えられること、及び申立人は、前述のとおり37年7月ごろにA県に引っ越しており、その際に「国民年金の手続を行ったことは無く、43年9月ごろに一度だけ国民年金の手続を行ったことを覚えている。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号が43年9月にA県E市で払い出され、同年9月の国民年金保険料から納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、オンライン記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該期間は、申立人が60歳に到達した直後の期間であるところ、申立人は、「私が60歳になったときに改めて国民年金の加入手続をしたことは無い。」としており、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月まで

私は、昭和 37 年*月に結婚するまでは、父親が経営していた会社で働いていたが、婚姻後は、夫が経営していた会社の社員として働いていた。婚姻後、しばらくして、父親から、「こちらの会社での厚生年金保険については、脱退手当金を受給したから、そちらで国民年金に加入するように。」と言われたので、時期を明確には覚えていないが、39 年 1 月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに 20 か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その当時の 1 か月当たりの国民年金保険料は 100 円で、納付したときに国民年金手帳に検認印を押してもらったことを覚えている。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 40 年 9 月 29 日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 39 年 1 月ごろに、私が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに 20 か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。同年 1 月以降の国民年金保険料については、夫が経営する会社の会計担当者であった夫の弟が家族 4 人分（申立人夫婦、申立人の義母及び義弟）を納付していた。」と主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を同年 11 月 19 日に過年度納付により納付し、同年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金

保険料を同年1月26日に現年度納付により納付した後、申立期間直後の39年1月から同年3月までの国民年金保険料を41年3月28日に過年度納付により納付していること、及び昭和41年度の国民年金保険料を期（3か月）単位で現年度納付により納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の義弟が申立人を含めた家族4人分の国民年金保険料を納付するようになったのは、41年度からと考えられる。

さらに、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から53年9月まで

私は、母親から、私の20歳の誕生日から半年ほど経ったころにA市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、昭和50年5月分の国民年金保険料から納付していたと聞いている。その後、時期は不明であるが、母親から年金手帳や領収証書等を渡されたものの、平成19年8月に引っ越しをした際、年金手帳に記録が記載されているので領収証書等は不要と思い、破棄してしまった。

しかし、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和56年1月ごろと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳により、申立期間直後の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を56年1月に、54年4月から55年3月までの国民年金保険料を56年6月に過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年1月の時点で、時効にかからない53年10月から54年3月までの過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したものであると考えるのが自然であるとともに、その後、同年4月から55年3月までの国民年金保険料を56年6月に過年度納付により納付した上で、昭和55年度以降の国民年金保険料から現年度納付により納付していたも

のと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 530 (事案 155 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 21 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では脱退手当金を受給したことになることから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 1 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

その後、当時、同じ事業所に勤務し、私と同様に脱退手当金を受給したことにしていた方が、年金記録確認の申立てをしたところ申立てが認められたことを知った。また、新たに当時の同僚の氏名なども思い出したので、改めて調査した上で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していた者の多くに、脱退手当金が支給されたとする記録が確認できる上、申立人の脱退手当金が支給されたとする日やその前後の期間においても、複数の者に脱退手当金が支給されたとする記録が確認でき、事業所による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)においても、脱退手当金が支給された記録となっており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然な点は認められないことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、申立人と同様に脱退手当金を受給したことにしていた方の申立てが認められたこと、及び新た

に同僚の氏名などを思い出したことを理由として再申立てをしているものの、申立てが認められた者は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名が誤って記載されているなど、申立人とは事情が異なっており、同じ事業所に係る申立てが認められたことをもって申立人の主張を認めることはできない。

また、申立人が新たに思い出したとする同僚、申立てが認められた者及びその同僚に事情を聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から27年10月3日まで

私は、昭和22年4月にA市にあったB社の工場にアルバイトとして採用され、次の職に就く直前の27年10月ごろまで勤務していた。B社に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、被保険者記録が確認できなかったが、申立期間において、B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA市にあったB社の工場は、オンライン記録から、B社C工場と推認されるところ、申立期間において、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、B社C工場に勤務していたものと推認される。

しかし、B社の財務経理業務を継承したD社は、「当時の従業員名簿は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。また、正社員以外の者を厚生年金保険に加入させていたかどうかについても不明である。」としている上、B社C工場に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた一人は、「アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としている。

また、申立人が覚えている同僚二人のうち、一人については、オンライン記録上、B社C工場に係る被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており事情を聴取することができず、もう一人については、B社C工場に係る被保険者記録が確認できないことなどから、その者を特定すること

ができなかった上、前述の申立人を覚えている者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、B社C工場に係る申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録上、申立期間当時、E県内において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるB社のF工場及びG工場に係る申立期間及びその前後の期間の被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年5月1日まで

私は、昭和26年1月から28年11月まで、A社に勤務していた。途中で退職したことはないにもかかわらず、勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月1日であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている複数の同僚は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日（昭和28年5月1日）であることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は所在不明である上、当該事業所における被保険者記録が確認できる者のうち事情を聴取できた一人（被保険者記録が昭和28年5月1日から同年11月24日まで確認できる者）は、「厚生年金保険料が給与から控除されたのは、最後の6か月間だけであり、今さらどうして控除するのかと思ったことを覚えている。」としており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、A社に勤務していたとする期間のうち、昭和26年1月4日から同年5月1日までの期間については、B社に係る厚生年金保

険の被保険者記録が確認できるところ、申立人と同様に、28年5月1日にA社に係る被保険者資格を取得し、26年5月1日以前にB社に係る被保険者記録が確認できる複数の者についても、申立期間において、B社に係る被保険者記録は確認できない上、B社に係る人事記録等を引き継いだC社は、「A社に係る書類は引き継いでおらず、申立人の在籍や保険料控除については分からない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 30 年 4 月まで

私は、昭和 27 年 5 月ごろから 30 年 4 月ごろまでの期間において、A 市内に本店があった B 社が C 市内に設けていた店舗に事務員として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間において、B 社が C 市内に設けていた店舗に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している A 市内に本店があった B 社は、オンライン記録上、D 社（昭和 31 年 6 月に E 社に名称変更）と推認されるところ、申立期間において、D 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、B 社が C 市内に設けていた店舗（以下「F 店」という。）に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録上、F 店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、D 社に係る申立期間及びその前後の期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が覚えている F 店の同僚 2 人の被保険者記録は申立人と同様に確認できないほか、申立期間及びその前後の期間において D 社に係る被保険者記録が確認できる 23 人のうちで事情を聴取することができた 8 人は、いずれも「私は、A 市内にあった事務所で勤務していた。」と証言しており、これらの 8 人に、事情を聴取することができなかったほかの 15 人の勤務地を確認したところ、不明の 2 人を除く 13 人は、いずれも A 市内の B 社に勤務していた可能性がうかが

えることから、B社は、何らかの事情により、A市内のB社に勤務していた従業員のみを厚生年金保険に加入させ、F店の従業員は加入させていなかった可能性を否定できない。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、前述の8人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 10 日まで
私は、申立期間において、A社の運転手助手として勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。
A社を退職した後に失業保険金を6か月間受給したことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が覚えている同僚8人のうち、申立人が覚えている姓のみでは特定することができなかつた3人を除く5人は、いずれもA社における被保険者記録が確認できるものの、そのうちの2人は、申立期間よりも後に当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの1人は、申立人が上司であった者としていることを踏まえると、申立人は、当該事業所に勤務していた期間を勘違いしている可能性も否定できない。

また、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた5人のうちの3人は、いずれも「A社はB社が経営していたが、ほかにC社とD社もB社が経営していた。」と証言しているところ、A社の事業主及び役員は所在不明であり、事情を聴取することができないものの、A社、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社の事業主は、D社の事業主でもあり、かつ、C社の代理人（C社の事業主の長男）であることを踏まえ

ると、これら三つの事業所は経営母体が同じであった可能性がうかがえること、及び当該5人のうち、C社（昭和27年7月1日から28年11月1日まで）及びA社（昭和29年8月1日から30年8月1日まで）に係る被保険者記録が確認できる1人は、「私は、当初、B社が経営するC社に運転手助手として昭和27年に入社し、運転免許証を取得した同年6月30日以降に社長の運転手として勤務していた。29年ごろまでB社に勤務していたが、A社に行くことはほとんど無かった。」と証言しており、運転免許証を取得した翌日にC社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、これら三つの事業所では、運転手助手について、運転免許証を取得するまでの期間においては厚生年金保険に加入させていなかった可能性も否定できない。

さらに、A社に係る申立期間及びその前後の期間の被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、C社及びD社に係る申立期間及びその前後の期間の被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できないほか、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことも確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 537 (事案 117 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 4 日から 32 年 8 月 21 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に私の厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金が支給された記録となっていることが分かったことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 11 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

今回、新たな資料等はないが、私は、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 32 年 9 月 27 日に支給されており、一連の事務処理に不自然な点は認められず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらないこと、及び申立人と同じ日に当該事業所の被保険者資格を取得し、申立人が退職した日の約1か月後に退職している同僚は、「退職する際、会社から脱退手当金の説明を受け、実家に帰る日を聞かれた。その日に書類とお金を用意してあり、書類に氏名等を記載し、脱退手当金を受領した。制度の説明は、退職する際に個別に行われていたようである。」としており、当該事業所が脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていた可能性も否定できないことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月

27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料等はないが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているが、当該申立ての内容には、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる者のうち、新たに事情を聴取できた二人は、いずれも「退職する際に、会社から脱退手当金に関する説明を受けた。」としており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から23年3月1日まで

私は、昭和22年4月にA社のB丸に乗船し、23年3月からはA社のC丸に乗船した。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では、C丸に乗船していたときの記録はあるが、B丸に乗船していたときの記録が無いことに納得ができない。

当時の船員手帳は所持していないが、申立期間において、B丸に乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA社が所有する船舶に乗っていたときの状況等を具体的に覚えており、少なくとも申立期間の一部において、A社が所有する船舶に乗船していたものと推認される。

しかし、オンライン記録上、A社が船員保険を初めて適用された日は不明であるものの、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、50人（申立人、申立人の父親及び申立人が覚えている同僚7人を含む。）が昭和23年3月1日にA社に係る被保険者資格を取得しており、それ以前に被保険者資格を取得した者が確認できないこと、及び同年3月1日にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる者で事情を聴取することができた5人のうちの1人は、「私は、A社に昭和21年ごろに入社した。入社した当初は保険証が無かったが、23年ごろに会社から保険証をもらったことを覚えている。」と証言していることを踏まえると、A社は同年3月1日に初めて船員保険を適用されたものと考えられ、申立期間に

において、A社は船員保険を適用されていなかった可能性がうかがえる。

また、時期は不明であるが、A社に係る船員保険被保険者名簿において、A社は、D社に名称を変更したことが確認できるところ、D社は、「申立人の在籍や給与から保険料を控除していたかなどについては、当時の資料が無く、不明である。」としている上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月 11 日から 56 年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 11 月 24 日から 57 年 5 月 11 日まで

申立期間①については、私は、マンニング業者（船員配乗のみを行う貸渡業者）であるA社に雇用され、A社の指示によりBという船舶に乗船していた。私が所持している船員手帳により、昭和 55 年 12 月 11 日から 56 年 9 月 15 日まで、当該船舶に乗っていたことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、私のA社に係る船員保険被保険者資格の取得日は、同年 5 月 1 日となっており、申立期間①の記録が確認できないことに納得できない。

また、申立期間②については、雇用されていたマンニング業者は覚えていないが、私が所持している船員手帳により、Cという船舶に、昭和 56 年 11 月 24 日から 57 年 5 月 11 日まで乗船していたことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間②に係る船員保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

当時の給与明細書等は保管していないが、乗船する際には、雇用されていたマンニング業者から船員保険証を受け取っていたことは間違いのない上、船員手帳を所持している者が船員保険に加入していない場合、海運局で雇用契約の認証を受けることができず、乗船することはできなかったはずであるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間①を含む昭和 55 年 12 月 11 日から 56 年 9 月 15 日までの期間において、Bという船舶に乗船していたこと、及び申立期間②において、Cという船舶に

乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、当該船員手帳の写しにより、申立人が乗船していたときの船長の氏名が確認できるところ、船長であった者は既に死亡しており、事情を聴取することはできないものの、A社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録上、船長であった者の被保険者資格の取得日は、申立人よりも後の56年6月1日となっていることが確認できる上、申立期間①当時、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた8人のうちの5人は、A社に雇用され、かつ、それぞれが所持している船員手帳の乗船記録とA社に係る被保険者記録は異なっているとしており、A社は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、A社は、商業登記簿上、既に解散している上、A社の役員であったことが確認できる者で事情を聴取できた3人は、いずれも「担当していた業務が異なるので、船員保険のことは何も分からない。」としているほか、申立人は、申立期間①当時の同僚を覚えておらず、前述の事情を聴取できた8人からも、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②については、申立人は、マンニング業者を覚えていないものの、申立人から提出された船員手帳の写し及びD社の当時の代表取締役の証言により、申立人が乗船していたCという船舶の当初の船舶所有者は、D社がE国に設立した会社であったことが確認でき、当時の代表取締役は、「Cという船舶に係るマンニング業者は、F市にあったG社だけであった。」と証言しているところ、オンライン記録上、G社は、厚生年金保険のみを適用されており、船員保険を適用されていたことが確認できない上、申立期間②当時、G社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた一人は、「G社は、船員保険に加入することができなかったと聞いている。Cという名称の船舶は覚えているが、乗船していた船員の保険等をどうしていたかなどについては覚えていない。」と証言していることを踏まえると、申立期間②に係るマンニング業者であったG社は、申立期間②当時、船員保険を適用されていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚を覚えていない上、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が乗船及び下船したときの船長が確認できるところ、乗船していたときの船長であった者は、申立期間②のうち、昭和56年11月24日から57年3月1日までの期間において、H社に係る船員保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人は、その事業所には雇用されていないとしており、下船したときの船長であった者は、申立期間②当時、船員保険の被保険者であったことが確認できないほか、D社、G社（厚生年金保険）及びH社に係る申立期間②及びその前後

の被保険者名簿又はオンライン記録を見ても、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、オンライン記録上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「海運局は、船員保険に加入していないと雇入認証をすることができなかったはずである。」と主張しているが、I運輸局は、「平成17年1月4日以降については、通達により、雇入手続のときに船員保険に加入していない者は雇用認証をすることができないこととなっているが、それ以前については、雇用認証に当たり、船員保険への加入は必須条件とはなっていなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 37 年 6 月まで

私は、昭和 35 年 1 月ごろから 37 年 6 月ごろまで、A 社（現在は、B 社）C 支店（社会保険庁（当時）の記録では、D 社）で働いていたが、社会保険庁の記録上、私の A 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことが分かった。当時、一緒に勤務していた同僚二人には、A 社 C 支店に係る被保険者記録が確認できるのに、私の記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A 社 C 支店に勤務していたものと推認される。

しかし、B 社は、「当時の資料等は既に廃棄しており、申立人の在籍、保険料の控除等については不明である。」としており、申立人が A 社 C 支店に勤務していたことを覚えている複数の同僚も、申立人が勤務していた時期までは覚えておらず、申立人が当該事業所に在籍していた期間を特定できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票を見ると、申立人が覚えている同僚のうち、申立人が自分よりも前に入社していたとする同僚の被保険者資格の取得日は、申立期間中の昭和 36 年 6 月 1 日となっているほか、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 5 人のうちの 2 人は、「当時、従業員の出入りが激しく、様子を見るために、臨時という形態の従業員がいたと思うが、臨時の従業員の場合、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」、「臨時で採用された従業員の場合には、厚生年金保険には加入していなか

ったと思う。」とそれぞれ証言していることを踏まえると、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立人が覚えている同僚を含む複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、当時、A市にあったB社に、学校の推薦により、昭和 43 年 3 月に事務員として採用され、採用と同時に勤務することとなり、45 年 2 月末まで勤務していた。

当時の同僚の氏名や厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかについては覚えていないが、申立期間において、B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、B社に事務員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 43 年 3 月ごろに事務員として採用されたとしている者のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、被保険者資格取得日を同年 4 月 1 日として同年 5 月 21 日に進達されていることが確認できるとともに、その者のB社に係る雇用保険の被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日とされていることが確認できるところ、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同年 7 月 25 日にB社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる者は、「私が昭和 43 年 7 月ごろに採用されたときには、申立人とは別の事務員が一人だけ勤務していたことを覚えている。」と証言しているほか、同年 7 月 25 日より後にB社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる者で事情を聴取することができた二人は、いずれも申立人を覚えていないことを踏まえると、

申立人は、少なくとも同年8月よりも前にB社を退職した可能性を否定できない。

また、B社は、「当時の資料は残っておらず、事務担当者も既に死亡しているため、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、申立期間において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる8人（前述の証言者を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 9 年 9 月 24 日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役として役員報酬を得ており、厚生年金保険料についてもその報酬に応じた保険料が控除されていた。

ところが、平成 20 年 11 月に社会保険事務所（当時）の訪問調査を受けた際、「あなたの標準報酬月額は、平成 8 年 1 月 1 日付けで 26 万円とされていたが、さかのぼって 9 年 9 月 30 日付けで 9 万 8,000 円に訂正されている。」との説明を受けた。

遡^{ぞきゅう}及訂正をされた平成 9 年 9 月の時点では、厚生年金保険料の滞納は無かったはずであり、遡^{ぞきゅう}及訂正の手続をした覚えが無いにもかかわらず、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に私の標準報酬月額が遡^{ぞきゅう}及訂正により引き下げられていることに納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を遡^{ぞきゅう}及訂正される前の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 9 月 24 日）の後の平成 9 年 9 月 30 日付けで、申立人の 8 年 1 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額が 26 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡^{ぞきゅう}及訂正処理された平成 9 年 9 月 30 日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当初、「時期はよく覚えていないが、母親の 5 年分の年金を一括して受給した際、それまでの滞納保険料を完済し、厚生年金保

険をやめる手続をしたので、平成9年9月ごろには、滞納保険料は無かったはずである。」としていたが、その後、「滞納保険料を完済したと思っていたら、再び保険料の滞納が生じたとして社会保険事務所の職員が訪ねてきたことがあり、後日、社会保険事務所まで抗議しに行ったことがある。」としているところ、オンライン記録上、申立人の母親に係る老齢厚生年金の裁定日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年9月24日）の1年以上前の平成8年8月1日となっており、申立人に係る標準報酬月額が遡及訂正処理された9年9月30日の時点においては、当該事業所に係る保険料を滞納していた可能性を否定できない。

さらに、申立人の妻は、「当時、私は経理の事務を手伝っていたが、社会保険の事務は担当したことが無い。社会保険の事務は別の女性事務員が担当していたと思う。」としているものの、オンライン記録により、その女性事務員は平成5年3月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人は、「女性事務員の被保険者資格喪失日と当時の経営状態を考えると、女性事務員は平成5年3月ごろに辞めたと思う。妻が社会保険に関する事務を担当したことが無いのであれば、その事務を行うのは私しかいない。当社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったときには、従業員は家族の者とアルバイトの者しかいなかった。」としているところ、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点（平成9年9月24日）における厚生年金保険の被保険者は、代表取締役であった申立人のみであることが確認できることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理について関与していなかったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 8 月まで

夫は、申立期間①については、私の親戚の紹介でA社に入社し、A社B出張所で営業の仕事をし、申立期間②については、短期間ではあるが、C市D町のビル内にあったE社に勤務していたはずである。

しかし、社会保険庁(当時)の記録上、夫の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、夫がそれぞれの事業所に勤務していたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、「夫は、A社のB出張所で営業の仕事をしていた。」としているところ、A社B出張所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、オンライン記録により、A社が厚生年金保険を適用されたのは昭和44年2月1日であることが確認できることから、申立期間①のうち、43年6月から44年2月1日までの期間において、A社B出張所及びA社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の妻の親戚については、オンライン記録上、A社に係る被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており事情を聴取することができない上、申立期間①において、A社に係る被保険者記録が確認できる

者で事情を聴取できた9人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人がA社に勤務していたことを特定することができなかった。

さらに、A社及びA社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は死亡している上、当時の役員及び前述の9人に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②について、オンライン記録上、E社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人の妻は、申立人が勤務していた事業所の正確な名称、所在地、同僚の氏名等を覚えていないところ、オンライン記録により、申立期間②当時、「F」又は「G」を含む名称で厚生年金保険の適用を受けていた複数の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を見ても、申立人の氏名を確認することができなかったほか、申立人の妻が、申立人の勤務地であったと主張しているビルを所有している会社に事情を聴取しても、申立期間②当時、「F」又は「G」を含む名称の事業所が所在していた事実を確認することができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。